

歡樂的雰囲氣を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例

平成18年3月31日

条例第85号

(目的)

第1条 この条例は、地域の歡樂的雰囲氣を過度に助長するような方法による風俗案内を防止するために必要な規制を行うことにより、青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護するとともに、繁華街その他の地域における健全なまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「風俗案内」とは、次に掲げる營業に関する情報の提供を受けようとする者（第4条第7号及び第8号において「利用者」という。）の求めに応じ、有償又は無償で、当該情報を提供することをいう。

- (1) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する營業
- (2) 歡樂的雰囲氣を醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食させる營業

(届出等)

第3条 風俗案内を行うための施設（以下「事業所」という。）を設け、当該事業所において風俗案内を業として行おうとする者は、風俗案内を開始しようとする日の10日前までに、事業所ごとに、東京都公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定めるところにより、次に掲げる事項を東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 事業所の名称及び所在地
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項（同項第2号に掲げる事項にあっては、事業所の名称に限る。）に変更があったとき、又は当該届出に係る風俗案内の業を廃止したときは、その日から起算して10日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、18歳未満の者が当該届出に係る事業所に立ち入ることができない旨を、公安委員会規則で定めるところにより、事業所の入り口に表示しなければならない。

(禁止行為)

第4条 事業所を設け、風俗案内を業として行う者（以下「事業者」という。）は、風俗案内に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 午前零時（公安委員会規則で定める地域にあっては、午前1時）から午前6時までの時間において、風俗案内を行うこと。
- (2) 事業所周辺において、公安委員会規則で定める数値以上の騒音を生じさ

せること。

- (3) 事業所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、第2条各号に掲げる営業において提供される行為若しくはこれに従事する者を表すもの又はこれらを連想させるものとして、公安委員会規則で定める基準に該当する写真、絵その他の物品を表示し、掲出し、又は配置すること。
- (4) 事業所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、性的感情を刺激するものとして、公安委員会規則で定める基準に該当する文字、数字その他の記号を表示し、又は表示したものを掲出し、若しくは配置すること。
- (5) 別表に定める地域又は区域内に所在する事業所の外周又は内部に、第2条第1号に掲げる営業に係る広告物（常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。）を表示すること。
- (6) 別表に定める地域又は区域内に所在する事業所において、第2条第1号に掲げる営業に係るビラ、パンフレットその他の物品を配布すること。
- (7) 18歳未満の者を利用者に接する業務に従事させること。
- (8) 18歳未満の者を事業所に利用者として立ち入らせること。

（中止命令等）

第5条 公安委員会は、事業者が行う風俗案内に関し、前条の規定に違反する行為（同条第5号から第8号までに掲げる行為を除く。）が行われているときは、当該事業者に対し、当該違反行為を中止することを命じ、又は当該違反行為が行われないことを確保するために必要な事項を命ずることができる。

（従業者名簿）

第6条 事業者は、事業所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該事業所における風俗案内に係る業務に従事する者の氏名、生年月日、住所その他公安委員会規則で定める事項を記載しなければならない。ただし、事業所ごとに、労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条に規定する労働者名簿を備え付けている場合は、これを従業者名簿に代えることができる。

（風俗案内を委託された場合の確認等）

第7条 事業者は、事業所において行う風俗案内を委託された場合は、次の各号に掲げる事項を、当該事項を証する書類として公安委員会規則で定める書類により、確認しなければならない。

- (1) 委託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所等の名称及び所在地
- (3) 営業の種別

- (4) 前三号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項
- 2 事業者は、前項の確認をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る書類を作成し、当該書類を作成した日から3年間、当該事業所ごとにこれを保存しなければならない。

(報告及び立入り)

- 第8条** 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- 3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

- 第9条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

- 第10条** 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 第4条第7号又は第8号の規定に違反した者
- (2) 第5条の規定による命令に違反した者
- 2 第4条第5号又は第6号の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 3 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第3条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第6条の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第7条第1項の規定に違反した者
- (4) 第7条第2項の規定に違反して、書類を作成せず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は書類を保存しなかった者
- 4 第8条第1項の規定による報告若しくは資料の提出を拒み、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同条第2項の規定による立入り若しくは帳簿等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

- 第11条** 第4条第7号又は第8号に掲げる行為をした者は、当該18歳未満の者

の年齢を知らないことを理由として、前条第1項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該年齢を知らないことに過失がない場合は、この限りでない。

(両罰規定)

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第10条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

附則（略）

別表（第4条関係）

- | |
|--|
| <p>(1) 台東区千束四丁目（16番から32番まで及び41番から48番まで）の地域以外の地域</p> <p>(2) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するものをいう。）、図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定するものをいう。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定するものをいう。）、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。）又は診療所（医療法第1条の5第2項に規定するものうち、患者を入院させるための施設を有するものをいう。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を除く。）の周囲200メートルの区域</p> |
|--|